

令和元年度 第3回 国分寺市都市計画審議会 議事録

日 時：令和2年2月13日(金) 午前10時～12時
会 場：cocobunji WEST 5階 cocobunjiプラザ リオンホールA

次 第：1. 開 会

2. 事務連絡

3. 議事録署名委員の指名

4. 諮問事項

諮問第6号 国分寺都市計画特別用途地区住工共存地区の決定について

諮問第7号 国分寺都市計画用途地域の変更(案)について

諮問第8号 国分寺都市計画高度地区の変更(案)について

諮問第9号 国分寺都市計画防火地域準防火地域の変更(案)について

諮問第10号 国分寺都市計画地区計画の決定(案)について

5. その他

6. 閉 会

会 長： 大村 謙二郎(第1号委員)

会長代理： さの 久美子(第2号委員)

出席委員：【第1号委員(4名)】 【第2号委員(5名)】 【第3号委員(2名)】

小柳 洋次

岩永 康代

坂本 純一

田和 洋太

小坂 みちよ

中村 眞奈紀

星 卓志

中山 ごう

本多 勝

はせば 豊子

吉田 りゅうじ

欠席委員：【第1号委員】和泉 広恵, 中村 昌美, 吉原 一彦(3名)

市出席者： 藤原 大(まちづくり部長), 庄司 久弥(まちづくり計画課計画担当),
山本 和希(まちづくり計画課計画担当)

事務局： 島崎 進一(まちづくり計画課長), 高木 恵美(まちづくり計画課計画担当係長),
山根 彩奈(まちづくり計画課計画担当), 浦川 歩南(まちづくり計画課計画担当)

傍聴者： なし

1. 開 会

会長より開会宣言

2. 事務連絡

欠席委員の報告

【第1号委員】和泉 広恵, 中村 昌美, 吉原 一彦 (3名)

3. 議事録署名委員の指名

会長より田和洋太委員が指名される。

4. 諮問事項

会 長 : 諮問事項について, 市より説明願いたい。

(まちづくり計画課長より諮問一括説明)

諮問第6号 国分寺都市計画特別用途地区住工共存地区の決定について

会 長 : 諮問第6号「国分寺都市計画特別用途地区住工共存地区の決定について」担当より説明願いたい。

(まちづくり計画課計画担当より資料に基づき説明)

会 長 : 前回の都市計画審議会の説明からの変更点は, 1箇所, 現況に合わせて見直しをしたことだが, 何か質問・意見等あるか。

星 委員 : 案が変更になった場合には, 東京都知事協議はもう一度するのか。

計画担当 : 法的に再度協議をする定めはない。変更内容については東京都とも調整をしている。

会 長 : 東京都に説明はしているという認識でよいか。

星 委員 : 法律上, 再度手続きをする必要はないということか。

計画担当 : 法律上, 再度手続きをする必要はないが, 説明は行っている。

会 長 : この地域は用途の変化が激しく, 説明会で, 現況調査を行ったときとは現況が変化しているのではないかという指摘を受け, 再度現況調査を行ったところ, 工場が住宅に変わっていた。用途の変化の激しさを考えたら, 定期的にモニタリングをし, 特別用途地区の実態にそぐわない土地利用が, ある程度累積してきた場合, 見直しの必要性があると思う。それについては, どうお考えか。

計画担当 : 都市計画を定めた後, 定期的に見直すことまでは, 現在想定していない。しかし, 指摘のとおり, まちの変化が激しい現状もあるため, その現状を見据え, 必要に応じて適宜対応していく必要があると考えている。

会 長 : 恐らく, 工業系用途や産業系用途については, 用途転換が今後も激しいと思うので, 適宜モニタリングをされた方が良い。他にいかがか。

はせべ委員 : 市民説明会を傍聴したが, 今回市民の指摘に対し, しっかりと調査し, 見直しを行っていただいた。このような土地の問題は, 市民との信頼関係がないと成り立たないので, 今後も市民への丁寧な対応と適切な見直しの検討をお願いします

る。

会 長 : 他にはあるか。

星 委員 : 条例は、いつ定められる予定か。

計画担当 : 条例については、令和2年第2回定例会に上げることを想定している。都市計画を定めてから条例ができるまでは、土地利用の制限は法的にはかからないがその期間は、周知期間として捉えている。順調にいけば、本年6月の議会にかけ、可決されれば、その後に施行を予定している。

会 長 : 他に意見が無ければ、決をとらせて頂く。本内容をもって都市計画変更をすることに賛成の方は、挙手を願いたい。

(委員全員が挙手)

会 長 : 全員賛成により本内容をもって、都市計画を変更するものとして答申することとする。

諮問第7号 国分寺都市計画用途地域の変更(案)について

諮問第8号 国分寺都市計画高度地区の変更(案)について

諮問第9号 国分寺都市計画防火地域準防火地域の変更(案)について

諮問第10号 国分寺都市計画地区計画の決定(案)について

会 長 : 諮問第7号から諮問第10号までの議事の進め方について、内容がそれぞれ密接に関連しており、円滑な議事進行のために、一括して説明と審議を行いたいと思うが、よろしいか。異議がないようなので、諮問第7号から諮問第10号までを一括して、説明と審議を行うものとする。それでは諮問第7号から諮問第10号まで担当から一括して説明願いたい。

(まちづくり計画課計画担当より資料に基づき説明)

会 長 : 諮問第7号から諮問第10号までは、案ということで、次回の都市計画審議会で決定することになる。何か質問・意見等あるか。

中山委員 : 地区計画について確認したい。意見書で「住民が現在の住環境を維持できるということを行政として担保し、都市計画、条例・条例施行規制、地区計画等に明記し、厳格化して規制していただきたい。」という意見が出ている。規制の内容は、説明参考資料「史跡武蔵国分寺跡周辺エリアのまちづくり都市計画原案について」の5ページの①から⑤にあたると思うが、条例化して強制力を持つ規制ができる項目と規制ができない項目を教えてください。

計画担当 : 条例化したいと考えている項目は①建築物の用途に関する用途の制限及び②建築物の敷地面積に関することである。①の用途の制限の部分は、地区整備計画に定めるもので、店舗等が地区計画に適合すると市長が認めるものに限られ、建築可能といった内容になる。店舗を建築する際には、市が一件ごとに審査をし、地区計画の方針も含めて、適合しているかの判断をするため、住民の

良好な住環境が担保できると考えている。

中山委員 : 条例化する部分には強制力があるということだと理解した。その他に景観についても意見書が出されていた。景観については、東京都の景観条例で対応していくという旨の回答だが、東京都の景観計画の中の国分寺崖線景観基本軸を見ると、届出の対象が、高さ10m以上、または、延べ面積が1,000㎡以上という基準だ。この基準以下の建物の場合、届出の義務がないが、どのように景観を担保していこうと考えているのか。

計画担当 : 東京都の条例では、一定規模以上の大きさの建築物が対象となっている。今回定める地区計画の中では、③垣又はさくの構造に関する事、④建築物等の形態又は色彩その他の意匠に関する事、⑤緑化について定める事となる。これらは着工する前に地区計画の届出をする必要があり、市が内容を確認する。また、店舗等を建てる場合は、市が一件ごとに審査する中で景観についても審査をすることになる。これにより、この地区の良好な景観を維持していくことを図っていきたいと考える。

中山委員 : 景観については、条例化していないため強制力はなく、景観を維持することが本当にできるか疑問が残る。条例化せず、要請で対応していく部分についてルールを明確化し、住民に説明した方がその後の住民との信頼関係もよくなると思うがどのようにお考えか。

計画担当 : 今後の説明会等において、住民の方々に具体的にどこを条例化し、どこを地区のルールとして守っていただくのかを明確にした上で、説明したいと思う。

会長 : 今回の説明では、地区整備計画の内容について具体的に説明されていない。方針地区計画とそれを受けて、より具体的に地区ごとに地区整備計画を定め、その地区整備計画の内容は、拘束力のあるものである。地区内で建築をする場合には、その地区整備計画に適合していないと認められないという構造になっている。基本的に地区計画の決定の①から⑤に関しては、方針としてこの形で臨むということで、地区整備計画については次回の都市計画審議会で説明されるということよろしいか。

計画担当 : ①から⑤までは、全て地区整備計画に記載するものになる。ただし、方針と目標については、地区計画の方針のみである。

会長 : それ以外は、地区整備計画の内容に盛り込まれることにより、当該地区内で開発をする際には法的拘束力を持つという理解でよろしいか。

計画担当 : はい。

会長 : 他にはいかがか。

本多委員 : 説明参考資料の2ページの都市計画道路の方向性で、国3・4・1号線が史跡を通る計画であり、今後開通する見通しはないと聞いている。これに対して、

「頼ることのない道路ネットワークの構築」という書き方をしているが、例えば、史跡に向かう、史跡を迂回する、史跡に沿って南に移動する等、国3・4・1号線をどうしていくかにより、今後のまちづくりの方向性も変わってくると思うがどうお考えか。

計画担当 : 史跡地区のまちづくりについては、道路に関する部分がまだ残っている。道路に関しては、用途地域等の変更が終わった後に引き続きまちづくりに取り組んでいきたい。国3・4・1号線については、一部区間が国指定の史跡と重複しており、市としては、この史跡の歴史的重要性を鑑み、周辺の道路交通状況を考慮し、この部分の一部区間の廃止を見据えて、検討を進めていきたいと考えている。来年以降、地域の皆様と懇談会を開催するなど、意見を伺った上で、このまちづくりについて検討を進めていきたい。

会長 : 他にはいかがか。

中村委員 : 話が1つ前に戻るが、意見書④の景観について、これから建てる商業店舗などの建物の色彩やデザインが気になるという意見がある。これに対する市の見解はとても短い2行の文章で「適切に対応してまいります。」とすることである。説明参考資料の3ページに外壁等の色彩をコントロールしていくという記載があるが、「コントロール」というのは、今後、もう少し具体的に基準等が示されるのか。また、大前提として、住民が住みやすいまちづくりと、観光地化のどちらの方向に向かっているのか。用途地域が、第一種低層住居専用地域から第二種低層住居専用地域に変更されたということは、観光地化の方向に進んでいくのか。

計画担当 : 色彩コントロールについては、昨年度までに作成された、まちづくりの方向性・実施方針に位置づけたものであり、今回お示している地区計画の案は、これを具体化したものである。具体的には③垣又はさくの構造に関する制限、④建築物形態又は色彩その他の意匠に関する制限、⑤緑化に関することについて規定した。観光地化の方向に進んでいくのかという質問については、同資料の3ページの方針に記載のとおり、「市内外の人が史跡とともに立ち寄れる魅力ある空間の創出」と「低層住宅の良好な住環境と調和した小規模な店舗や休憩施設の誘導」をして、住宅地であることに配慮したうえで史跡に来訪する観光客にとっても魅力ある地区にしていきたいと考えている。

中村委員 : 色彩については、ここまでであれば許すというラインについて、人によって、様々な意見があると思う。市の基準等を明確にさせていただき、住民が理解をするべきだ。その決定権はどこにあるのか。

計画担当 : 景観については、地区計画の届出をする際に、市で作成した国分寺市景観まちづくり指針に基づいて、市でチェック・指導をする。その中で、色彩について

の一定の目安を示しており、その内容に適合するようにお願いすることを考えている。

会 長 : 他にいかがか。

田和委員 : 建築物の用途に関する事で、店舗等は地区計画に適合すると市長が認めるものとなっているが、説明参考資料の5ページに「※市長が認めるものを定める基準については、今後検討を進めていく」と記載がある。建築するにあたり、はじめに認められた用途から途中で変更することもあるが、その場合は毎回、市長の認定を得る必要があるのか。得る必要があるならば、ある程度具体的な用途基準などを考える予定になっているのかをお聞きしたい。

計画担当 : 市長の認定については、建築行為が伴う時に認定申請を出してもらうことになる。テナントの変更等、建築行為が伴わない場合であっても、当然この認定の範囲内での営業をしてもらうことが求められるので、これにより住環境は担保されると考える。

田和委員 : 例えば、土地や建物を利用する場合、用途としてどこまで使えるのかという基準が明確でないと、制限されてしまう部分もあると思う。店舗の入れ替わりがある時に、ある程度の基準がしっかりできているか否かが運営上かなり重要になると思う。逆に、空き店舗ばかりになってしまうのも困ることになるので、ある程度利用の方向性を見据えて、基準が作成できるか否かが重要だと思う。今後、検討するという事なので、検討次第、具体的な内容を示していただきたい。前回の都市計画審議会でも質問したが、建物の敷地面積の最低限度が110㎡とあるが、意見書の中で100㎡ではどうかという意見があった。具体的に110㎡という数字が、どこから出てきたのか。まちづくり条例でも最低敷地面積の検討がされていると思うが、そことの整合性はいかがなのか。この最低敷地面積が決定されることで、今後、他の地域が数値化されるときに基準になってくると思う。そのあたりがどのようなになっているのかをもう一度確認させていただきたいと思う。

計画担当係長 : まちづくり条例で定める最低敷地面積と今回の地区計画で定める最低敷地面積の目的は根本的に違う。まちづくり条例では、一団の土地が500㎡を超える分譲宅地等を建築する際の数値である。まちづくり条例と全く関連性がない訳ではないため、動向を見てはいるが、今回の地区計画においては、全ての方に守っていただく数値として110㎡を設定している。

田和委員 : 恐らく様々な協議をした結果、110㎡になっているのだと思うが、意見書では100㎡が強い意見なのではないかと思う。110㎡という数字がどのように定められたのか教えていただきたい。

計画担当係長 : 原案を作成する前段階で、原案作成に向けてという冊子を作成した。その中で

様々な敷地面積で、この地域の建蔽率、容積率であれば、どのようなものが建築できるのか、また外構はどのようになるのかといったシミュレーションを行った。このエリアであれば、110㎡の敷地面積で、外構にこのような緑化をすればゆとりある住環境が今後も保たれるというシミュレーションを市民の皆様に見て頂いた結果、110㎡が妥当であろうという意見を多数頂いている。

田和委員 : まちづくり条例は、開発が絡むものであると認識している。今回の最低敷地面積は、地区に合ったもので110㎡の設定ということであるが、建蔽率が同じであれば、他の地域においても、どのような建物が建つかは、さほど変わらないと思う。まちづくり条例での敷地と建物の関係は、居住人数などにより計算されていたと思うが、地区計画でも同じようなことを考えて議論がされるのではないかと思った。その中で全体的に考えられ、調整されているのかと言うところが気になった。

会 長 : はい、他にはいかがか。

会長代理 : 条例を第2回定例会で決定する予定だということであるが、市長が認めるものを定める基準も併せてその時に示す予定なのか。そうでないのであれば、いつ頃になるのか。

計画担当 : 第2回定例会で条例化するというのは、諮問第6号の東恋ヶ窪エリアの特別用途地区の件である。史跡周辺エリアについては、6月に都市計画決定及び変更をし、その後の第3回定例会以降に条例化をしたいと思っている。

会長代理 : 条例化と併せて市長が認めるものを定める基準については示す予定だという理解でいいか。

計画担当 : 市長が認める基準については、地区計画が決定する際に、住民の方にお示しできるようにしたいと考えており、次回の都市計画審議会で諮問する際にも、お示ししたいと考えている。

会長代理 : 承知した。先ほどの田和委員がおっしゃっていたことと関連するが、店舗を建築する際には用途制限の基準通りだったとしても、例えば、経営者が変わる、居抜きで誰かに譲渡する等があった場合、基準に合致しなくなるといった懸念がある。建築後も市がコントロールしていく場合には、建築指導課がその役割を担っていくのか。地域に調和した用途を続けていただければ問題がないが、かつてまちづくり条例でも、建築の際には厳しい基準で規制ができていたが、現状の用途が全く違うものになっている例も散見されるので質問させていただく。

計画担当 : 代替わりをした後の規制については、検討を進めているところではあるが、用途制限については、地区計画の制限条例で規制をしたいと考えている。制限条例で規制をすると建築基準法に基づいて規制がかかり、違反や変更等があった

場合には、適切に指導していく。建築基準法については、建築指導課が担当することになる。

会長代理 : 入口を厳しくしても、月日が経過して状況が変更になる部分がある。この地区計画は、トイレの設置や、買い物しやすい形等、観光客も重視する内容でもある。その中でも、あくまで住民の住環境を壊さないよう、入口だけではなく、長い目で市が監視をしていく体制が必要になってくるので、今後しっかりと検討をお願いしたい。

会 長 : 他にはいかがか。

岩永委員 : 最低敷地面積に関して、原案作成に向けてという冊子で、シミュレーションを行い、110㎡が適正だという意見を多く頂いたという話だったが、この地区計画のほかに、市内で最低敷地面積が決められている地域は、どのような値になっているのか。

計画担当 : 市内で地区計画がかかっており、その中で敷地面積の最低限度がかかっている地域がある。国分寺市中央に南北方向に都市計画道路の国3・2・8号線が通っているが、その沿道の第一種住居地域の部分に最低敷地面積110㎡の規制をかけている。また平成31年3月に都市計画決定をした国3・4・12号線沿道・駅前通り沿道地区地区計画では、場所によって70㎡、1500㎡と定めている地域もある。西国分寺駅の南側の泉町地区計画については、大規模な敷地を想定しており、場所によって250㎡、500㎡と定めている。

岩永委員 : 最低敷地面積は、まちづくり条例はまちづくり条例、地区計画は地区計画として地域の特性に合ったそれぞれの考え方で定められているということだったが最低敷地面積110㎡という数字が今後の条例改正の根拠の1つになる可能性があると思った。この地区計画では、条例とは別の考え方で、最低敷地面積が110㎡になったという整理でよいことを再度確認したい。

計画担当 : はい、その通りである。

会 長 : 他にはいかがか。

はせべ委員 : 関係資料の10ページ原案説明会（概要）の「■緑化について」⑪⑫の意見に関して、高木の剪定についての意見に対して、「今後の検討課題と考える」との回答だが、この問題については、この地区だけでなく、市全体の課題と認識している。今後どのように検討し、検討した結果は、次回の説明会で説明を行うのか。

計画課長 : この地区だけでなく、市全体の課題だと考えているため、今すぐに結論を出すのは中々難しい。緑と建築課、環境対策課等の関係課との検討も必要であるため、もう少し時間を頂きたい。

はせべ委員 : 高木について、緑は残したいが、剪定を年2回は行わないと隣地に迷惑をかけ

る。隣地の高木が気になるといった市民の意見も多いため、すぐには結論が出ないと思うが、市民の声を聞いて、できる範囲で対応をお願いしたい。

会 長 : 他にはいかがか。

岩永委員 : 緑化に関して、説明参考資料の11ページの⑤緑化に関する事で、対象範囲が地図で示されている。その中で、ピンク色の部分「緑化率の最低限度（義務5%）を定める範囲」と白い部分「地区区分」があるが、白い部分でも、史跡エリアということで、別の形での緑化の考え方が当てはまり、結果としては、赤の太枠部分「地区計画の区域（緑化率目標15%以上）」の全て地域の中での同じ指定という考え方でいいのか。緑化率最低限度5%、緑化率目標15%以上というところが、この白い部分（地区区分）とピンク色の部分（緑化率最低限度5%の定める範囲）と変わってくるのか。結果としては、同じような設定になっていくのかを確認したい。

計画担当 : 白い部分の史跡地区については、国が指定する史跡がかかっており、さらに、都市計画上の国分寺緑地に指定をされている地区になる。史跡地区では、緑化に関するルールは定めていないが、都市計画上は緑地としての位置づけがされていることになる。

岩永委員 : この指定がかかることで、既存の建物に対する規制はどのようになるのか。

計画担当 : 地区計画に定める規制については、建物を建て替える際に地区計画の届出をしていただくことになる。その届出の中で、計画が地区計画に適合しているかを市がチェックすることになる。そのため、建物を建て替える、建築するといった建築行為をする際に規制がかかる。既存の建物については、地区のルールとして定めるものであるため、できるだけ守ってもらいたいが強制力はない。

岩永委員 : 建て替えの時に、この割合で緑化をするという申請をするが、植物は生育環境などが関係するものである。申請時の緑化を維持できているかをどのようにチェックし管理していくのか。

計画担当 : 緑化の維持・管理については、今後検討をしていきたいと考えている。

岩永委員 : 次の諮問の時には、その考え方もある程度併せて、説明をしていただきたい。

会 長 : 説明参考資料8ページ建築物の敷地面積で史跡地区は外しているのはなぜか。

計画担当 : こちらについても、緑化と同様に史跡の指定があり、都市計画の国分寺緑地の位置づけがあることから、積極的に建物を建てるよりは、緑地にしていく地区になるため、外させていただいている。

会 長 : この地区では、敷地細分化が起こる恐れはないと考えていいのか。現状を見ると史跡地区の中にも小規模宅地が集まっているエリアがあるように見受けられる。説明参考資料の4ページの図を見ると、史跡地区は、第一種低層住居専用地域になっており、ここに住宅を建てることは認められる形になっている。

- 計画担当 : 都市計画法53条の許可を得れば、建て替えることはできる。この地区の主な建蔽率・容積率が、30%・60%とかなり厳しく定まっているので、建築の際には必然的にそれなりに大きい面積になる。
- 会 長 : 史跡地区では敷地細分化は起こらない、建て詰まりは起きないという想定であるか。史跡地区の都市計画上の制限が必ずしも敷地細分化とか、最低敷地規模規制になっている訳ではないのか。
- 計画担当 : 都市計画緑地の位置づけがあれば、敷地細分化を制限するものではないが、建蔽率・容積率がかなり厳しいため、史跡地区については、制限をかけない計画にさせて頂いている。
- 会 長 : 他の農住調和地区と低層住宅・小規模店舗調和地区には最低敷地規模規制をかけて、史跡地区でかけない理由は敷地細分化が起こらないという想定でということになる。例えば、相続が発生して不動産取引が行われ、敷地を2分割し、売買するとされても止める手立てがないことになる。史跡地区内にも一般の民地があるわけでそこに住んでいる方が、200㎡の宅地規模を2分割して、100㎡と100㎡で戸建住宅として売ることも可能となる。低層住宅・小規模店舗調和地区とか農住調和地区では、最低敷地規制は守られるにもかかわらず、本来もっといい環境を目指すべき史跡地区で細分化が起こる可能性があることに対しては、やはり少し疑問に思う。
- 計画担当 : 都市計画緑地という、より大きな都市計画の位置づけがあるため、過度に制限をかけると整備の際に支障になることも考えられる。また、史跡の指定地については、原則として建築が禁止されており、建築するにしても文化庁の認可が必要になるので、そのようなところを考慮して、制限を外させて頂いている。
- 会 長 : それでは、都市計画緑地として、どのような制限ができ、どのような効果があることから、史跡地区の環境が担保されるということを次回の都市計画審議会でも、必ず説明していただきたい。市民等からなぜ史跡地区は最低敷地面積を設けていないのかと問われたときに、都市計画緑地という、より厳しい制限をしており、許可制であるため、敷地細分化は起きないということをきちんと説明できた方がわかりやすくなると思う。その他いかがか。
- 坂本委員 : 地区区分の各地区において、実際に敷地が細分化されているか否かの調査はされているか。
- 計画担当 : 調査はしている。前回の第2回都市計画審議会でも説明をしたが、昨年10月と11月に都市計画素案の見直し検討についての懇談会を開かせていただいております。懇談会の中で、この地区の敷地細分化の状況について説明している。過去10年間の建築確認申請における敷地面積を分析したところ、今回、敷地面積の最低限度をかける低層住宅・小規模店舗調和地区と農住調和地区の2つの地区

の全体では、既存宅地の敷地面積の平均は181.3㎡だが、過去10年間に建築されたものの敷地面積の平均は162.3㎡となっており、既存の平均よりも19㎡ほど平均面積が小さくなっている。また、東元町及び西元町全体では、平成21年度から25年度までと、平成26年度から30年度までの5年間ごとに区切って比べると125㎡以下の宅地の申請は、前よりも後の5年間のほうが17.9ポイント減少しており、この5年間でも小規模宅地が増えているとことがわかっている。

会 長 : 他に質問や意見はないか。

何件か説明をしていただきたいという要望もあったので、次回の都市計画審議会でご答えていただければと思う。それでは、一通り議論がなされ、理解が得られたと思う。一括して決をとらせていただきたいがよろしいか。ご異議がないようなので、決をとらせていただく。諮問第7号から諮問10号までを本内容をもって、都市計画の案とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員が挙手)

会 長 : 全員賛成により本内容をもって、都市計画の案とするものとして答申することとする。

5. その他

会 長 : 最後に、次第「5. その他」についてお願いします。

計画担当係長 : 今年度の都市計画審議会は、今回が最後となる。委員の皆様には、様々ご意見を頂き、御礼を申し上げます。来年度の都市計画審議会の開催日程について、1回目は、おおよそ5月ごろを考えており、計4回開催する予定である。詳細は追って連絡をさせていただきますので、宜しくをお願いします。

6. 閉 会

会長より閉会宣言

国分寺市都市計画審議会運営規則第3条の規定により、ここに署名する。

国分寺市都市計画審議会会長

大村 謙一郎

国分寺市都市計画審議会委員

田和 洋太